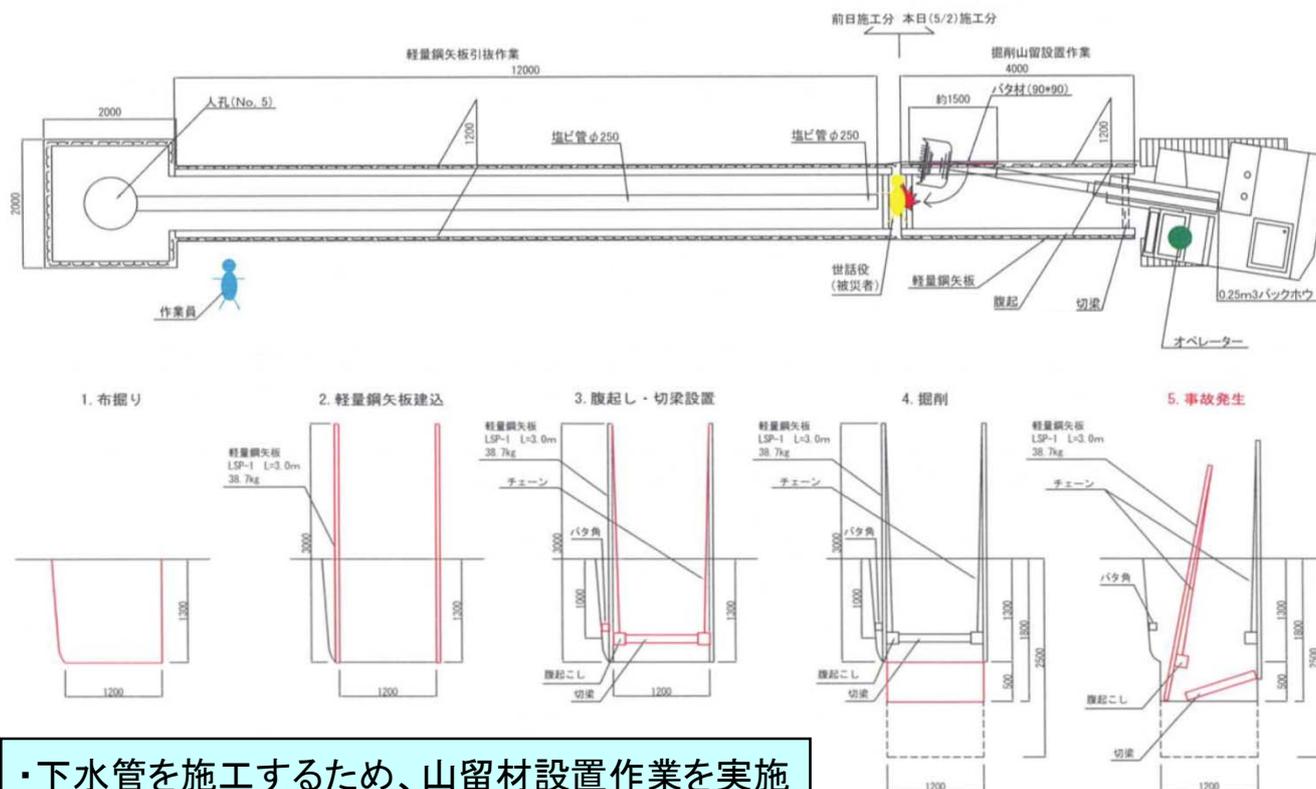


発生日時	平成 25 年 5 月 2 日 ( 木 ) 10 時 0 分				天候	晴
工事情報	河川事務所 一般土木工事					
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度		
	男	53	職長	右鎖骨骨折		
事故概要	下水管施工のために設置した山留材(軽量鋼矢板)が転倒し、掘削箇所内にいた作業員の右肩に接触し、負傷したもの。					
	労働災害-建設機械の稼働に関連した人身事故					

## 事故発生状況



・下水管を施工するため、山留材設置作業を実施しており、被災者は掘削箇所内で作業の補助・指示を行っていた。

・山留材を建て込み、バックホウで押し込んだ際、建て込んでいた軽量鋼矢板が被災者の方向に倒れ、接触して負傷した。

### 【事故発生原因】

- ・作業に関する安全教育が不足していた。
- ・矢板が倒れる可能性がある範囲に作業員がいた。 など

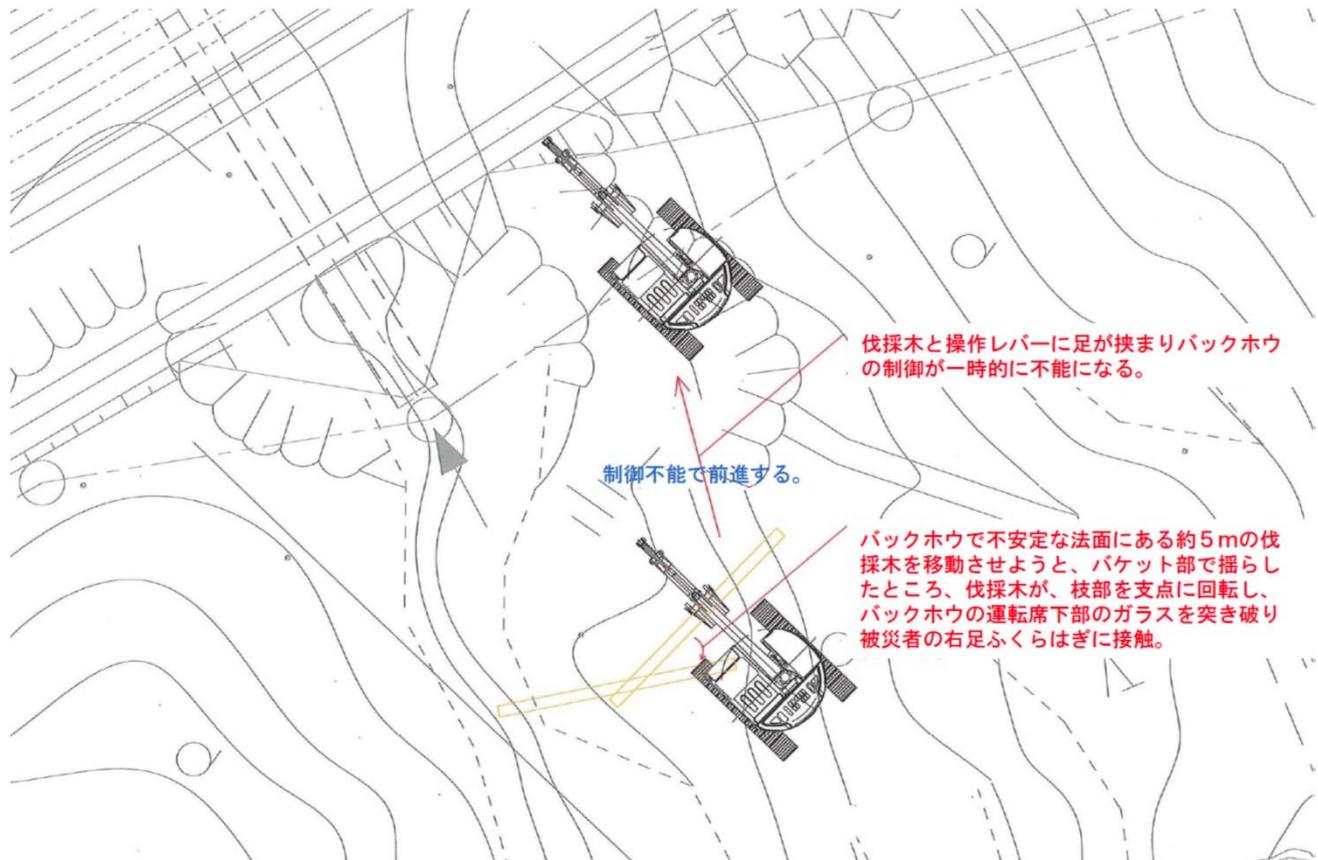
### 【事故防止のポイント】

- ・作業時は、作業範囲から離れるなどの安全な作業手順の周知・徹底を十分に行う。 など



発生日時	平成 25 年 5 月 15 日 (水) 13 時 30 分			天候	晴
工事情報	国道事務所 一般土木工事				
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度	
	男	60	オペレーター	右下腿挫滅創	
事故概要	法面の伐採作業中、倒木材をバックホウにて移動させようとバケットで揺らした際、倒木材が運転席に入り込み、作業員の足がバックホウの操作レバーと倒木材に挟まれ、負傷したものの。				
労働災害-建設機械の稼働に関連した人身事故					

## 事故発生状況



・法面の伐採作業を実施している際、不安定な法面にある伐採木を移動させようと、バケットで揺らしたところ、伐採木が枝部を支点に回転し、バックホウの運転席下部のガラスを突き破り、被災者の右ふくらはぎに接触した。

・伐採木と操作レバーに足が挟まり、バックホウの制御が一時的に不能になり、前進した。(これに伴う被害はなし。)

・作業手順では、倒木材の移動はフォーク付きバックホウで行うこととなっていた。

### 【事故発生原因】

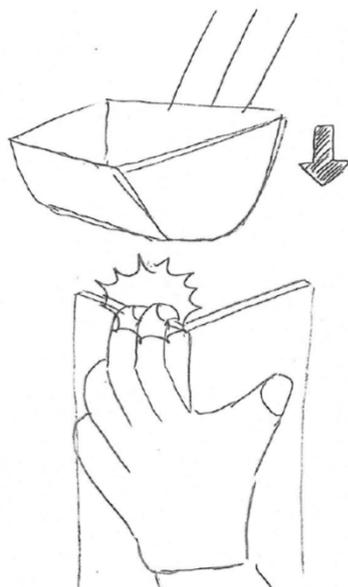
・作業手順の周知・徹底が不十分であった。  
など

### 【事故防止のポイント】

・作業手順の周知・徹底を行い、作業毎に適した重機を選択して作業を行う。  
など

発生日時	平成 25 年 11 月 29 日 (金)			9 時 37 分	天候	晴
工事情報	河川系事務所 一般土木工事					
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度		
	男	53	運転手	右示指、中指 挫滅創		
事故概要	バックホウにて敷鉄板を荷下ろしている際、ユニック車の荷台で玉掛け作業を行っていたユニック車の運転手がユニック車に取り付けてある鉄板ずれ止めとバックホウのバケットに指を挟まれ、負傷したもの。					
労働災害-建設機械の稼働に関連した人身事故						

## 事故発生状況



- ・敷鉄板を10tユニック車で現場に搬入後、0.7m<sup>3</sup>バックホウにて荷下ろしを実施していた。
- ・ユニック車の荷台で、ユニック車の運転手が玉掛け作業を実施していた。
- ・その際、ユニック車に取り付けてある鉄板ずれ止め(スタンション)の上に手をのせており、バックホウのバケットと鉄板ずれ止めとの間に指を挟まれ、負傷した。

### 【事故発生原因】

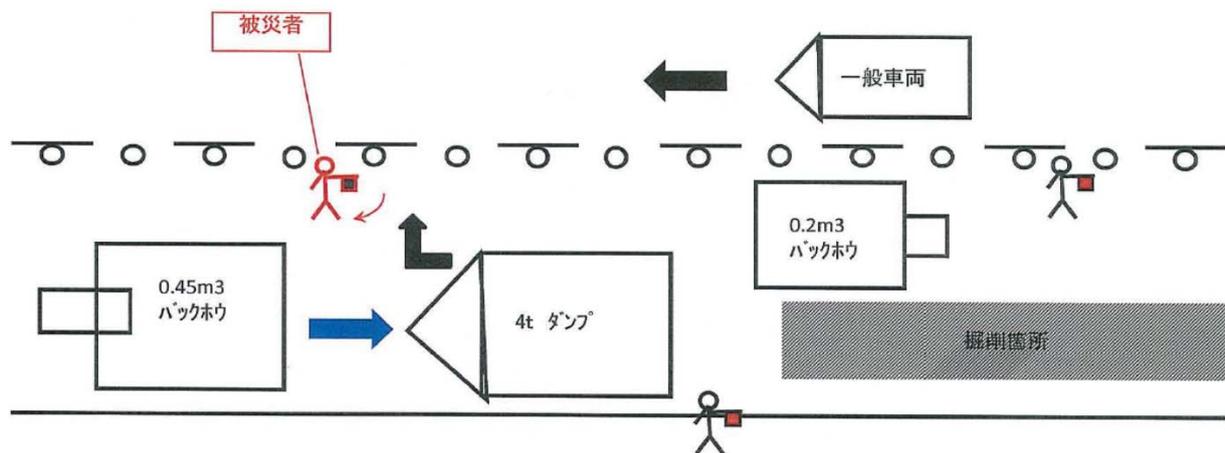
- ・作業手順書の周知徹底不足  
など

### 【事故防止のポイント】

- ・適切な作業手順書を作成し、周知徹底を行う。  
など

発生日時	平成 25 年 12 月 5 日 ( 木 )			0 時 15 分	天候	晴
工事情報	道路系事務所 アスファルト舗装工事					
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度		
	男	39	交通誘導員	右足第3、4、5末節骨骨折		
事故概要	<p>国道において交通誘導員が規制帯内のダンプトラックの車道への搬出誘導を行っていたところ、重機入れ替えのため後退してきた別の重機のキャタピラに右足指を踏まれ、負傷したものの。</p> <p style="text-align: right;">労働災害－建設機械の稼働に関連した人身事故</p>					

## 事故発生状況



- ・国道において被災者の交通誘導員が、重機(0.2m<sup>3</sup>バックホウ)の車道側への旋回誘導後、規制帯内のダンプトラックの車道への搬出誘導を行っていた。
- ・そこへ車道を走行中の一般車両が接近してきたため、これを避ける動きをしたところ、重機入れ替えのため後退してきた別の重機(0.45m<sup>3</sup>バックホウ)のキャタピラに右足指を踏まれた。
- ・0.45m<sup>3</sup>バックホウのオペレーターはバックホウが後退することを誘導員が認識していると思っていた。

### 【事故発生原因】

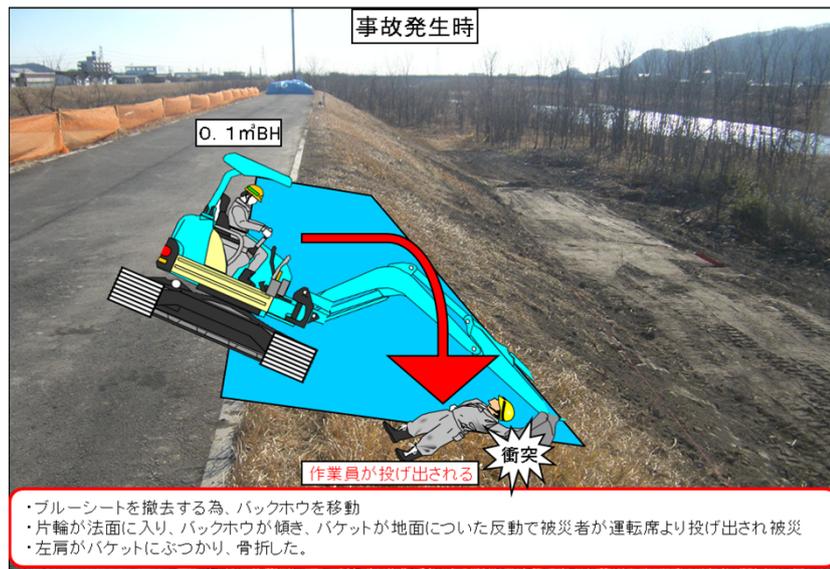
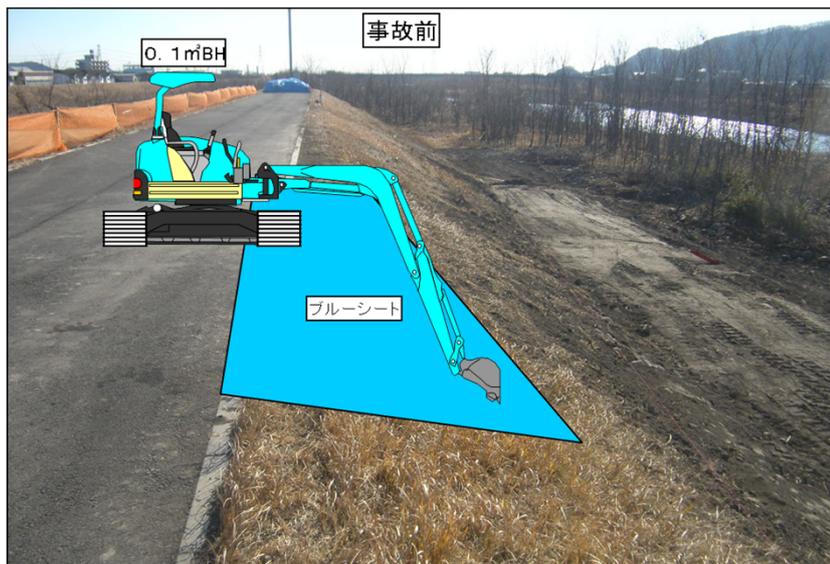
- ・誘導方法、合図、作業手順等の周知徹底不足  
など

### 【事故防止のポイント】

- ・建設機械と人との接触の恐れのある作業においては、接触等を防止するために必要な作業手順を周知徹底する。  
など

発生日時	平成 25 年 12 月 28 日 (土)			14 時 30 分	天候	晴
工事情報	河川系事務所 維持修繕工事					
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度		
	男	44	土工	肩胛骨骨折		
事故概要	堤防法面に設置していたブルーシートを片付けるため、シートの端(法肩部)をクローラで押さえていたバックホウの移動をしたところ、堤防川表法面側にバックホウが傾き、運転手が運転席から投げ出され、負傷したもの。					
労働災害-建設機械の稼働に関連した人身事故						

## 事故発生状況



- ・ブルーシートを撤去する為、バックホウを移動
- ・片輪が法面に入り、バックホウが傾き、バケットが地面についた反動で被災者が運転席より投げ出され被災
- ・左肩がバケットにぶつかり、骨折した。

・高水敷の樹木伐採をおこなうための進入坂路の施工現場において、坂路を造成するための堤防法面保護用のブルーシートを片付けていた。

・ブルーシートは堤防法肩から法面にかけて設置しており、現地付近は強風が吹くため、飛ばされないようにシートの端(法肩部)を0.1m<sup>3</sup>バックホウのクローラ部分で押さえていた。

・ブルーシートの片付けを行うため、押さえていた0.1m<sup>3</sup>バックホウの移動を始めたところ、バックホウが堤防川表法面側に傾き、バケットが法面をたたき、その反動で運転席より投げ出され、左肩がバケットにぶつかり、被災したものである。

・被災者は、バックホウの運転資格(講習の受講等)をもっておらず、退かすための移動のみということで、運転をした。

### 【事故発生原因】

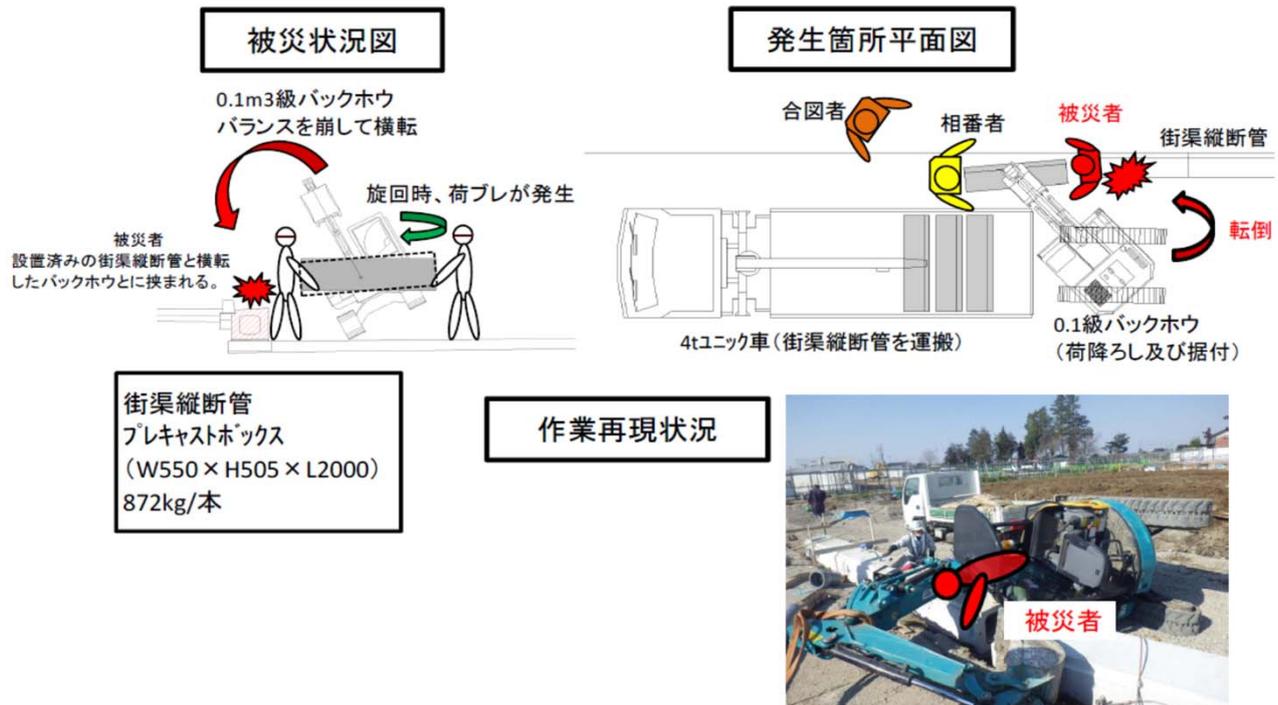
- ・無資格者による重機の運転など

### 【事故防止のポイント】

- ・有資格者による運転、誘導員の配置など

発生日時	平成 26 年 3 月 24 日 (月) 14 時 30 分			天候	晴
工事情報	道路系事務所 一般土木工事				
被災の状況	性別	年齢	職種	被災の程度	
	男	55	作業員	打撲、裂傷	
事故概要	縦断管敷設作業時に、バックホウで管路を吊り下げたところ、バックホウが転倒し、近くにいた作業員に接触し負傷したものの。				
	労働災害-建設機械の稼働に関連した人身事故				

## 事故発生状況



- ・縦断管敷設作業時に、バックホウで管路を吊り下げたところ、近くにいた作業員にバックホウが転倒し接触した。
- ・作業員の負傷は、頭部と胸部を打撲。まぶた付近が切れた。
- ・運転していたオペレータは、移動式クレーン運転の資格を有していなかった。

### 【事故発生原因】

- ・無資格者による重機の運転など

### 【事故防止のポイント】

- ・有資格者による運転の徹底
- ・定格荷重等の確認など